

## 川崎市児童福祉審議会（第2部会）摘録

### 1 開催日時・場所

日時：令和8年3月26日（木）18時00分～19時00分

場所：川崎市役所本庁舎 復元棟3階301会議室

### 2 出席者

(1) 委員：坪井葉子部会長、中島春美副部会長、関口博仁委員、  
奥村尚三委員、岩井沢美穂委員、穂苅千恵委員

(2) 所管課：(保育対策課) 坂口課長 (保育第1課) 岡田課長、奈良田担当課長  
(保育第2課) 大場課長 (児童家庭支援・虐待対策室) 出路課長

(3) 事務局：(企画課) 佐藤課長、小島課長補佐、西川職員

### 3 傍聴者

なし（川崎市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき公開）

### 4 資料

資料1 令和8年度認可保育所及び家庭的保育事業等の設置認可等について

資料2 令和8年度乳児等通園支援事業の設置認可について

資料3 地域小規模児童養護施設の設置認可について

資料4 川崎市児童福祉審議会第2部会 審議事項報告書（案）

参考1 川崎市児童福祉審議会第2部会委員名簿

参考2 川崎市児童福祉審議会第2部会行政出席者名簿

参考3 川崎市児童福祉審議会条例

### 5 議事1 令和8年度認可保育所及び家庭的保育事業等の設置認可等について（審議事項）

○資料1をもとに所管課（坂口保育対策課長）から説明。

#### 【関口委員】

川崎市内で定員割れしている保育所は何か所あるか、定員割れしている総数はどのくらいか。

#### 【坂口課長】

令和8年4月の状況については、まだ確定していないのでわからないが、令和7年4月では全市で926人の定員割れといった状態である。

ただ、新設園については、そもそも3・4・5歳はなかなか入りにくいといった状況があり、川崎市が保育所等として用意している受入枠で、新設園を除いて定員割れの数が926人である。

施設数については、全区でクラス年齢に関わらず定員割れが少なからず発生している

が、施設種別では地域型保育事業で定員が割れている傾向がある。

## 6 議事2 令和8年度乳児等通園支援事業の設置認可について（審議事項）

○資料2をもとに所管課（岡田保育第1課長）から説明。

### 【穂苅委員】

定員の余裕を活用した場合の認可の有効期限、更新の時期とかはどうなるのか。

### 【岡田課長】

認可をすると、認可の取消しの届出が出るまでは認可しているという状態が続く。その中で、今年度も年度途中に定員が埋まる園はあったが、定員が埋まった場合は受入れ停止という形になる。また空き定員が生まれると、また受入れを再開するというような形で運用している。

### 【穂苅委員】

お尋ねした理由は、なかなか難しい子どもを預かって対応していくことが、あるいはそれは子どもだけのことではなく、子どもと中のスタッフとの関係とか力量とかもあるので、幾つかのファクターがあると思うが、余裕というものが、そこそこ難しくなったらお母さんのほうが引き上げていくとか、少しうちでは難しいところもありますがみたいな形で、余裕の使われ方の部分で2件ぐらい、これまでの中で少し微妙だなと思ったこともあった。

基本的には各施設に任せるということになると思うが、定員の余裕が発生したり、定員が埋まったりというあたりの頻度とか感覚とか、そのあたりで報告を受けている自治体側で何か心配なことがあったときに、施設側に様子を聞いていただくとか、制度の中には織り込めないことかもしれないが、思ったこともあってお尋ねした。

### 【岡田課長】

空き定員を活用して行うというのは、現場ではすごく難しいことだと考えていて、施設への市としての関わり方としては、巡回して支援、指導する体制もつくっている。所管課に加えて、各区に保育士や栄養士、看護師、専門職による保育園に対する支援・指導する部署が今あり、その部署がこども誰でも通園制度に関する支援・指導として巡回をして様子を伺ったりとか、場合によっては公立園が実施している。加えて助言をしたりしているが、それを効果的に今後やれるようシステムを続けていきたいと思っている。

### 【穂苅委員】

このところ、直接巡回に関わったり、巡回している方の話を聞く事例検討の中で、その場面はなかったかと思うが、巡回制度はとても有効で、そして非常に重要な役割を担っているということ、直接巡回に携わらない現場の方も知っていただく。虐待予防、それは施設内でもそうだし、保護者に対しての気づきとか、子育て支援にもなっている。

あと、実は定員に余裕があるけれども、ある子どもを今後も家庭の中の虐待予防のため

にその保育園で抱えてもらうときに、例えば2人分ぐらいいろいろと手のかかる子どものこともあったりして、定員の余裕どう捉えるかとかいうあたりでも現場の声を聞いていただきたい。あと逆に、少し入れ替わりがあるけれども、どうなのかなとか、そういう形で、監査という意味だけではなくて、現場の声を総合的に聞いていただけるような信頼関係をこれからもぜひ作っていただきたい。

**【関口委員】**

アレルギーのある子どもへの食事の提供などについては、認可保育所に通っている場合は生活管理指導表などを提出して、除去食申請がされるが、通園支援事業を使っている子どもの場合は、アレルギーがあったら最初から利用しないのか、それとも、食事は提供しないのか、そこら辺で決まっていることがあったら教えてほしい。

**【岡田課長】**

現状では、この制度を実施している施設が最初に受け入れる前に事前面談をやることになっており、食事のことについても協議することとなっている。実際にそういうアレルギーの子供の利用希望があった場合に、対応も含めて、現状は各施設の選択に任せており、可能な範囲で実施をしていただいているという状況になる。国からも、今年度、子ども誰でも通園制度の実施に関する手引が出され、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインを参考にして対応を決定するということが示されており、市としても今そういったものを踏まえながら、事業者に広く共有したり、先ほど申し上げた各区の指導・支援を担当する部署と連携しながら、市の対応も引き続き検討していきたいと考えている。現状では実施可能な範囲で各園に対応していただいているという状況である。

**【関口委員】**

健康管理委員会などにはかからずに、園独自の判断で受入れをされるということか。

**【岡田課長】**

健康管理委員会にかかっているかどうか確認する。分かり次第、回答する。

**7 議事3 地域小規模児童養護施設の設置認可について（審議事項）**

○資料3をもとに所管課（出路児童家庭支援・虐待対策室担当課長）から説明

**【坪井部会長】**

現在、小規模なグループホームというものが見えてきているという現状だろうと思うが、その点について、何か市のほうで把握している気になること、もしくは今回よかったというようなことはあるか。

**【出路担当課長】**

地域小規模児童養護施設や分園型グループケアについては、施設本体もそうだが、少人数で施設の中でも養育できるように、さらに地域の中で少人数で生活していけるようにということで、家庭的養育を推進するという国の施策に基づいて、川崎市もこの取組を進

めている。市内の各児童養護施設は、その趣旨を踏まえて、これまでも地域小規模児童養護施設を増設し、分園型のグループケアを実施するという形になっているので、引き続きこの流れを維持しながら、子どもたちの生活環境が少しでもよい、家庭的な雰囲気の中で養育されるようにということで、市の施策と各施設運営法人との考え方がすり合った状態で進んでいるので、今後も継続していきたいと思っている。

課題という点では、個室でそれなりの規模の物件を探すのが大変なところがある。今回の物件は法人と地主さんとの協議を重ねた中で、賃貸物件として借りることができ、実現しているので、引き続きこの規模の建物をどのように確保していくのかというところについて相談に応じながら対応していきたいと考えている。

#### 【穂苅委員】

川崎市ではないが、先進国では、大型の養護施設はあまりなく、こういうタイプの地域あるいは少人数で暮らすことで、行く行く自分も家庭を持つイメージにつなげるような発想が主で、里親制度も本当に広がっている国もあるけれども、当然国の施策はこのまま当分行くと思うので、自治体も一緒になって、こういう形の小さい施設も声を拾いながらバックアップしてほしいと考えている。

### 8 議事4 川崎市児童福祉審議会第2部会 審議事項報告書(案)(報告事項)

○資料4をもとに所管課(小島企画係長)から説明

#### 【岡田課長】

先ほどの関口委員からの健康管理委員会の件について回答する。健康管理委員会については、申請は不要だが、対応に当たって相談等があれば、各区の保育・子育て総合支援センターや保育総合支援担当、専門職がいる部署に御連絡くださいという形で案内しているため、健康管理委員会にかけるといような運用にはしていない。

#### 【関口委員】

理解した。